

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 不動産の鑑定評価に関する法律（以下「法」という。）の規定に基づく不動産鑑定業者登録申請に関する取扱等に関しては、この規則の定めるところによる。</p> <p>(申請書等の提出)</p> <p>第二条 法第二十二條第一項若しくは第三項の規定により知事の登録を受けようとする者又は法第二十七條第一項の規定により知事に変更の登録を申請しようとする者は、登録申請書一部を提出しなければならない。</p> <p>2 法第二十八條の規定により知事に書類を提出しようとする者は、正本及び副本各一部を提出しなければならない。</p> <p>全部改正〔昭和四九年規則四一号〕、一部改正〔平成一〇年規則三八号〕</p> <p>(廃業等の届出)</p> <p>第三条 法第二十九條の規定に基づき知事に対し廃業等の届出をしようとする者は、廃業等の届（別記様式）により知事に提出しなければならない。</p> <p>一部改正〔昭和四九年規則四一号〕</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第四条 知事は、法第四十一條（不動産鑑定業者に対する監督処分）の規定による処分をしたときは、その旨を千葉県報に公告する。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 不動産の鑑定評価に関する法律（以下「法」という。）の規定に基づく不動産鑑定業者登録申請に関する取扱等に関しては、この規則の定めるところによる。</p> <p>(申請書等の提出)</p> <p>第二条 法第二十二條第一項若しくは第三項の規定により知事の登録を受けようとする者又は法第二十七條第一項の規定により知事に変更の登録を申請しようとする者は、登録申請書一部を提出しなければならない。</p> <p>2 法第二十八條の規定により知事に書類を提出しようとする者は、正本及び副本各一部を提出しなければならない。</p> <p>全部改正〔昭和四九年規則四一号〕、一部改正〔平成一〇年規則三八号〕</p> <p>(廃業等の届出)</p> <p>第三条 法第二十九條の規定に基づき知事に対し廃業等の届出をしようとする者は、廃業等の届（別記様式）により知事に提出しなければならない。</p> <p>一部改正〔昭和四九年規則四一号〕</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第四条 知事は、法第四十一條（不動産鑑定業者に対する監督処分）の規定による処分をしたときは、その旨を千葉県報に公告する。</p>

(新)

廃業等の届

不動産の鑑定評価に関する法律第29条の規定により次のとおり届け出ます。 <div style="text-align: right;">年 月 日</div>	
千葉県知事 様 <div style="text-align: right;">届出人 〒 電話 () 住 所 氏 名 資 格</div>	
廃業年月日	年 月 日
廃業した者	登録番号 () 第 号
	登録年月日 年 月 日
	名 称 又は商号
	代表者氏名
廃業理由	

(旧)

廃業等の届

不動産の鑑定評価に関する法律第29条の規定により次のとおり届け出ます。 <div style="text-align: right;">年 月 日</div>	
千葉県知事 様 <div style="text-align: right;">届出人 〒 電話 () 住 所 氏 名 資 格</div>	
廃業年月日	年 月 日
廃業した者	登録番号 () 第 号
	登録年月日 年 月 日
	名 称 又は商号
	代表者氏名
廃業理由	